

令和元年6月市議会定例会 こども家庭部 議案説明資料

目次

(予算案件)

- 1 令和元年6月こども家庭部補正予算(案)総括表 …… 1頁
- 2 幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修等について… 2頁
- 3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金
支給事業について… 3頁

1 令和元年6月 こども家庭部補正予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
こども家庭部 合計	27,098,866	54,821	27,153,687	
(款3)民生費	26,411,102	54,821	26,465,923	
(項2)児童福祉費	26,408,771	54,821	26,463,592	幼児教育・保育無償化施行事務費 46,061 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業費 8,760

【児童福祉一般管理費】

2 幼児教育・保育の無償化に係るシステム改修等について

[こども支援課]

(1) 事業目的

令和元年10月から施行される幼児教育・保育の無償化に向けて必要となるシステム改修等を行うもの。

(2) 幼児教育・保育の無償化の概要

対象	対象の施設	無償化の内容
3～5歳 (全世帯)	認可保育所 認定こども園 幼稚園 など	利用料の無償化 ※幼稚園は上限 2.57 万円/月
0～2歳 (住民税 非課税世帯)	認可外保育施設 一時預かり保育 病児保育 など	利用料の助成 ※保育の必要性の認定が必要 ※3～5歳児：上限 3.7 万円/月 0～2歳児：上限 4.2 万円/月

(3) 事業内容

幼児教育・保育の無償化を実施するため、次の業務を行う。

- ①受給者の認定及び給付額等の管理を行うシステムの改修
- ②対象者への周知・広報 等

(4) 事業費 46,061千円

[内訳 県支出金 46,061千円]

【母子等福祉事業費】

3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 支給事業について

[こども福祉課]

(1) 事業目的

令和元年10月から消費税率引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、国による臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち未婚のひとり親に対し給付を行うもの。

(2) 事業内容

①給付金 4,375千円

支給対象者	以下のすべての要件に該当する者 ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母 ②基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）
支給対象見込者数	250人
基準日	令和元年10月31日
支給額	17,500円
支給日	令和2年1月10日

②事務費等 4,385千円

給付金支給に係る児童扶養手当システム改修費及び事務費

(3) 事業費 8,760千円

[内訳 国庫支出金 8,760千円]